

投資については、通商とは全く異なる形で国際的法規制がなされている。以下の資料を読み、その概要をつかんでくること。

- 経済産業省 投資協定・EPA 投資章
 - [投資協定／投資章について調べる](#)
 - [主要なルール別の仲裁事例](#)
- [不公正貿易報告書 2014 年版](#) 第 III 部第 5 章 投資

さらに詳しくは、

- 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 5 編第 1 章第 3 節

日本が締結した投資条約で直近のものは、[カザフスタンとの協定](#)である。主要な条項（1 条・5 条・12 条・17 条）を読んでくること。講義では英正文を参照する。

上記の条項と、やはりごく最近締結された[イスラエル・ミャンマー投資保護条約](#)の 1 条・2 条・5 条・8 条とを比較して、どこが似ていてどこが違うのかを考えてくる。

投資分野については、通商における WTO のような世界的機構は存在しない。その代わり、3000 を超える条約¹により規律がなされている。なぜ、このような違いが出るのだろうか。

とはいえ、国際機構が何もしていないわけではない。上記の不公正貿易報告書にも、[OECD](#)（報告書 665-666 頁）、[WTO](#)（同 666 頁）、[ICSID](#)（同 683-684 頁）、[UNCITRAL](#)（同 683 頁。国連総会補助機関）、[UNCTAD](#)（同 684 頁。国連総会補助機関）への言及がある。これら国際機構は、どのような役割を果たしているのだろうか。

以上

¹ 上記不公正貿易報告書には 2,857 と書かれている。これは、投資のみを扱う条約の数であり、前回講義で議論した経済連携協定(EPA)のように、投資以外の事項をも扱う条約で当紙も扱っているものが 300 を超えていることを計算に入れる必要がある。